

会議録
令和元年第2回更別村議会定例会
第2日（令和元年6月6日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 報告第 2 号 平成30年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第 4 議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件
- 第 5 議案第46号 曙団地公営住宅建替事業（30号棟）建築主体工事工事請負契約締結の件
- 第 6 意見書案第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の件
- 第 7 意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件
- 第 8 意見書案第4号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の件
- 第 9 意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件
- 第10 村政に関する一般質問
- 第11 議員の派遣の件
- 第12 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	産業課長	本内秀明

住民生活課長 佐藤成芳

保健福祉課長 安部昭彦

診療所事務長 酒井智寛

学校給食
センター主幹 渡辺秀樹

建設水道課長 新関保

子育て応援
課 長 宮永博和

教育委員会
事務局主幹 伊東秀行

農業委員会
事務局 長 小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 高橋祐二

書 記 渡辺伸一

書 記 高瀬大輔

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において 5 番、太田さん、6 番、安村さんを指名いたします。

◎日程第 2 議会運営委員長報告

- 議長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
安村議会運営委員長。
○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第 2 回村議会定例会の追加提出案件に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 6 月 6 日午前 9 時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、6 月 7 日までの 5 日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第 3 報告第 2 号

- 議長 日程第 3、報告第 2 号 平成 30 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。
報告の説明を求めます。
西山村長。
○村 長 報告第 2 号 平成 30 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。
地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告するものであります。

なお、本内産業課長より補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、株式会社さらべつ産業振興公社の事業報告につきまして補足説明をさせていただきます。

事業報告書の８ページをまずお開きください。まず、本年のカントリーパークの利用状況でございます。コテージの利用件数は377件で前年より34件の増、利用人数は2,146名で152名の増でございます。トレーラーハウスにつきましては、251件で47件の増、利用人数は921名で141名の増となっております。ミニコテージは、381件で66件の増、利用人数は1,330名で157名の増。テントサイトは、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして1,144件で189件の増、利用人数は3,596名で486名の増となっております。全体の利用件数は2,153件で336件の増、利用人数は7,993名で936名の増となりました。昨年は、ブラックアウトの影響による予約キャンセルなどもございましたけれども、キャンプ場予約サイト等の導入などにより全ての施設で前年を上回る実績となっております。道の駅の状況でございますが、レジカウント数につきましては6万2,855名で前年より4,023名の増となりました。入り込み数につきましては、今年度から表記してございますけれども、レジカウント数のほか、レジを通過しないトイレや自動販売機のための利用者などを推計したものを北海道道の駅連絡会へ報告している数値でございますけれども、9万4,285名で6,036名の増となっております。また、今期から新たに指定管理を受けましたどんぐり公園、パークゴルフ場の利用状況は1万757名となっております。

続きまして、損益計算についてですが、３ページをお開きください。まず、売上高でございますけれども、道の駅の売上高につきましては6,466万809円で、前年より113万6,207円の減となっております。キャンプ場収入につきましては2,047万5,575円で、285万173円の増、どんぐり公園収入につきましては548万4,786円、施設管理収入は2,716万2,035円で1,605万186円の増となっております。売上高の総額は1億1,778万3,205円で、2,324万8,938円の増となっております。主なものは、新たにどんぐり公園の指定管理を受託したことから大きく増加しているところでございます。

続きまして、販売費及び一般管理費でございます。6,807万9,649円で2,143万5,342円の増となっております。４ページをお開きください。販売費及び一般管理費の内訳がございます。特に増減の大きかったものについてご説明をいたします。まず、従業員給与ですが、3,070万513円で912万2,835円の増となっております。どんぐり公園の指定管理受託に伴う職員の増が主な要因でございます。続きまして、役員報酬の欄でございますが、367万円で151万円の増でございます。管理施設の増加に伴いまして、常勤の常務理事１名を昨年度から選任しておりますが、その分の役員報酬の増加でございます。続きまして、従業員賞与が395万6,950円で146万8,000円の増。修繕費でございますが、152万812円で95万387

円の増。水道光熱費が796万1,520円で119万510円の増。備品消耗品費につきましては221万1,189円で99万7,094円の増。車両維持費が129万502円で78万1,536円の増。環境衛生費は345万9,140円で158万3,272円の増。管理委託料は277万7,112円で163万948円の増となっております。これらの経費につきましては、どんぐり公園の指定管理の受託に伴いまして人件費、また初期投資的な費用の増加が主なものでございまして、全体で2,143万5,342円の増加となっております。部門別につきましては、道の駅部門で308万5,358円の増、カントリーパーク部門で184万2,799円の増、どんぐり公園は全額新規で1,650万7,185円の増となっております。

3 ページにお戻りください。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引きしました営業利益につきましては526万8,297円となり、前年より8万1,682円の減となっております。営業外収益、営業外費用を合わせた経常利益は566万3,633円で、税引き後の当期純利益は前年より4万436円増の445万6,831円のプラスとなっております。部門別では、道の駅部門が前年より122万5,389円減の143万4,389円のプラス、カントリーパーク部門が77万6,793円増の253万3,021円のプラス、どんぐり公園部門は48万9,421円のプラスとなっております。

2 ページをお開きください。貸借対照表についてご説明いたします。資産の部でございしますが、流動資産は5,092万3,781円で、536万53円の増となっております。固定資産が108万9,922円で、55万9,120円の増でございします。繰延資産はございませんので、資産の部合計は5,201万3,703円で、591万9,173円の増となっております。

続きまして、負債の部でございします。流動負債が842万5,903円で、146万2,324円の増となっております。

続いて、純資産の部でございしますが、まず5 ページの株主資本等変動計算書をござらんください。株主資本の前期末残高につきましては、資本金が3,260万円、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が643万3,169円で、合計3,913万969円でしたが、当期純利益が445万6,831円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が1,089万円となりまして、株主資本の当期末残高については4,358万7,800円となっております。

2 ページにお戻りください。負債・純資産の部合計につきまして5,201万3,703円で、591万9,173円の増となっております。自己資本比率につきましては、今期は83.8%となっております。

今期につきましては、どんぐり公園の指定管理を受託した初年度ということもございまして、初期投資的な費用が大きくなってございしますが、カントリーパークにおけるキャンプ場予約サイト等の活用によりまして利用拡大が図られたことにより、前年と同様の黒字となっております。引き続き健全な事業運営のもと、本村の観光振興が図られるよう指導してまいりたいと考えているところでございします。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第4 議案第35号

○議長 長 日程第4、議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件を議題といたします。

議案第35号について委員長に審査報告を求めます。

太田産業文教常任委員長。

○太田産業文教常任委員長 第2回定例会において産業文教常任委員会に付託されました議案について、6月4日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第35号 更別村森林環境譲与税基金条例制定の件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策の財源として同法第27条の規定により譲与される森林環境譲与税を適正に管理運用するための基金を設置するため必要な事項を条例で定めるものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

○議長 長 これで産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第35号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第35号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第35号に対する委員長報告は可決であります。

議案第35号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は可決されました。

◎日程第5 議案第46号

○議長 日程第5、議案第46号 曙団地公営住宅建替事業（30号棟）建築主体工事工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第46号 曙団地公営住宅建替事業（30号棟）建築主体工事工事請負契約締結の件であります。

曙団地公営住宅建替事業（30号棟）建築主体工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1の工事名は、曙団地公営住宅建替事業（30号棟）建築主体工事。

2の工事場所は、更別村字更別南3線92番地の31。

3、契約の方法、指名競争入札による落札。

4、契約金額、1億120万円であります。

5、契約の相手方、ネクサス・小川経常建設共同企業体。代表者、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス代表取締役、曾根啓介氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、資料を提出しておりますので、そちらをお開きください。資料、議案第46号であります。1、入札日時、令和元年5月28日午前9時であります。2、指名業者は、記載のとおり7つの企業体であります。お目通しをお願いするものであります。3の工事内容につきましても、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いするものであります。4、工期、契約締結の日から令和元年11月8日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 本年30号棟の建設ということでございますけれども、昨年も29号棟になるのでしょうか、同一の曙団地の改修を行っているわけですが、昨年度の公営住宅の部分と本年計画している30号棟の公営住宅のあり方といいますか、建て方も含めて同一なのでしょうか、どうなのでしょうか。その点確認させてください。

○議長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 曙団地につきましては、今建てかえ中というようなことで、計画的に今建てかえている最中です。昨年1号棟は建てておりまして、今年度も同じく計画の中で建てておりますので、同じような形のものになるかと思いますが、戸数だとかは昨年は4

戸ですけれども、今回は6戸になっているかと思いますが、そういうものは違いますが、ものとしては同じような形式で計画してやっております。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今確認させていただいたのは、昨年と同一基準の建物なのかということの確認をあえてさせていただきました。といいますのは、村でどれだけの把握をしているかわかりませんが、昨年の公営住宅の入居者の苦情がある程度多いというものがございます。現実にあります。なぜかといいますと、近隣との壁の部分があって、水道並びに水洗トイレの音が隣に聞こえるというような現実があるということで、住民の方からそういうクレームをいただきました。それが1点です。

それと、もう一点は、玄関が北側になっていますので、若葉団地も同じようなつくり方しているのですが、冬場になるとともに風雪が入ってくるということで、そこに住んでいる方が逆にドアがあかない現状があったという部分もあります。それらの現実をどのような形で見ているのかという確認と、同じ形であれば、もう少し創意工夫した形の住みよい公営住宅であってほしいという願望も含めて、その点の見直しといいますか、取り扱いも含めて何かご説明いただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの入居者からの話があるというようなことで、近隣の音が聞こえるですとかというようなことなのですけれども、今回の曙団地の前にも若葉団地も同じような形で建築はさせていただいておりまして、公営住宅の基準に合わせた建築にはなっているかと思うのですけれども、どうしても集合住宅ですから、やはり隣の音だとか、いろんな生活のスタイル、時間帯のずれだとかでそういうことは多少あるのかと思うのですけれども、もし余りにもひどいような状況ということであれば、当然今回もまた新たに建てかえますので、そこら辺は実際施工に当たって確認はとっていきたいなと思っております。

また、冬にドアのあけ閉めというようなことで、想像になってしまうのですけれども、今回まだ建てかえの途中で周りに建物も何もない状況なものですから、もしかするとかなり風が吹き込んだりなんなりなのかわからないのですが、状況をまた確認しながら、何か改善ができるものであれば対応はしていかなければならないと。せっかく建てた公営住宅でやはり住みづらいようでは意味もないような状況になりますので、その部分は考慮したいなと思っております。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、基本的にはやっぱり今の曙団地の新団地が住んでいる方に決して快適な状況ではないという部分の意見があるということは重く受けとめていただきたいと思います。私もたまたま若葉団地の西側に住んでいる住民でございますので、ある程度の住民との会話はさせていただいておりますけれども、あえて

言わせていただければ若葉団地の方の住民はそんなにクレームは言っておりません。それだけは十分注意しながら、新しい曙団地の住宅ということで進めていただきたいと思います。

それと、雪の関係につきましては、いずれにしても今新しい住宅が北側のほうに立つ形になりますけれども、それは南側の住宅については風雪が入らないという形になるかもしれませんが、新しい住宅がまた同じような状況の向き、真北ではないけれども、真南ではないけれども、かなり振った形の住宅になっていますから、同じような状況になる可能性も、これは心配されますので、その点も十分考慮しながら進めていただきたいと思います。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第46号 曙団地公営住宅建替事業（30号棟）建築主体工事工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第2号

○議 長 日程第6、意見書案第2号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番、遠藤さん。

○1 番遠藤議員 提案理由を申し上げます。

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の件でございます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示しました。政府及び日本国民は、公正な民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿って解決を緊急に行う必要があります。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法のもとの平等の各理念からして看過することのできない重大な問題です。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の長きにわたる一致した願いであり、日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というＳＡＣＯ設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきです。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、国家の安全保障にかかわる重要事項だということであればなおのこと、普天間基地の代替施設が必要か否かは国民全体で議論すべき問題です。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう公正で民主的な手続により決定することを求めるものです。

よって、下記のことを強く要請するため、小谷議員、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げて、提案の理由といたします。

以上です。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第２号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 意見書案第３号

○議 長 日程第7、意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 それでは、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について非人道的な兵器であり、国連憲章などに反するものであると断罪し、核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の70カ国、批准国は23カ国に広がっています。

被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めるため、遠藤議員、松橋議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決をされました。

◎日程第8 意見書案第4号

○議長 日程第8、意見書案第4号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、上田さん。

○2番上田議員 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

高齢者の生活を支える介護現場では深刻な人手不足が進んでおり、必要なのに介護支援が受けられないなどの事象がふえ、「介護崩壊」という言葉も生まれています。

登録ヘルパーの平均年齢は58.7歳と高齢化が進んでおり、苛酷な勤務により消耗し、不安定な収入が原因で「若い人から辞めていく」状況が続いています。調査回答では、多くの労働者が介護にやりがいを感じていますが、一方で賃金は全産業平均より8万円も低く、「生活維持が困難」などの現実から「賃金が安く、仕事が辛過ぎるので辞めたい」と考えていることが明らかになっています。

国民世論や運動によって介護現場への関心が高まる中、処遇改善は徐々に進んでいます。が、若年層の介護労働者確保にはつながりにくく、人手不足の解消には直結しません。

超高齢化社会を迎えるに当たり、人材確保のため介護職員の処遇改善を行うには、採用時から一定の水準が確保できる介護報酬の大幅引き上げが必要です。

以上の趣旨から、下記の事項について要望することから、遠藤議員、小谷議員、松橋議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第5号

○議長 日程第9、意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 提案理由を申し述べます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げたところです。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要です。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望することから、上田議員、小谷議員、太田議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由といたします。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 村政に関する一般質問

○議 長 日程第10、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思
います。

質問事項ですが、ALTから国際交流員を雇用したことによる英語教育の発展です。グ
ローバル化が進む中、さらに充実した英語教育環境を整えるため、昨年までのALT派遣
から今年度は地域おこし協力隊の国際交流員として更別に住み、地域に根差していける人
材を採用しました。今までALTの業務は、授業を中心に英語の補助員としての活動して
もらい、社会教育活動としては週1回の英会話活動をしてもらっていました。国際交流員
となれば活動の仕方は多様で、学校教育、社会教育、どちらをとっても一人一人の顔が見
えた中で特徴を持ち、活動していけると思います。グローバル化に向けた動きは、さらに
加速されていくように感じますし、加速させていかなければなりません。そのために、教
育委員会としてどのような考えを持って今後取り進めていくのか考えをお伺いいたします。

住民向けの交流や活動、就学児への授業や授業以外でのかかわり、園児が興味を持てる
ような取り組み、そのほか新たな挑戦など、どのような展望をお持ちでしょうか。

また、英語に対応した書類、ホームページ等も手がけていけると思いますが、具体的な
計画があればお答えください。

グローバル化における学校教育や社会教育の発展、更別村のグローバル化へ向けて年間
計画や3カ年の計画などを立て、基盤をしっかりと整備する必要があると考えますが、いか
がでしょうか。

また、近年では他町村でも外国人指導者に関して力を入れており、近い未来には人材不
足が起こり、外国人指導者のとり合いが予想されます。そういったことも鑑みれば、交流
員の雇用方法や生活環境なども対策を練らないと、育ったところには違う地でステップアッ
プしてってしまうのではないかと懸念しております。

更別村で人材を育てるという観点からも、グローバル化が進むという観点からも、今後

の雇用方法、雇用人数については喫緊の課題であると感じていますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

私は、今の交流員がバイリンガルであることは最大の強みだと思っております。彼を軸にしていける環境づくりを確立し、精神面においても外国人の気持ちや生活、病気になったときなど、外国人が更別村に住む不安を払拭し、住民としてなれ親しむため、安心できるようなサポート体制の確立は必須であると考えます。教育長の考えをお伺いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 太田議員ご質問のＡＬＴから国際交流員を雇用したことによる英語教育の発展についてお答え申し上げます。

国際交流員の配置につきましては、過年度より議会においてもその必要性が議論され、教育委員会では設置に向けて関係機関と連携を密にしながら人材確保に努めてまいりました。しかしながら、外国人の人材派遣業界では、オリンピック関連事業にかかわる外国人の確保、そして新学習指導要領の導入に伴う小学校での英語の教科化などにより人材確保の社会的競争が続いており、賃金も高騰している状況にあります。

本村でも適任者が見つからない状況が続いておりましたが、昨年教育委員会事務局職員が必死に情報収集を行い、今年度から配置することができたところでございます。議員ご指摘のとおり、前年度までＡＬＴを配置して英語教育の強化を図ってまいりましたが、教育でビザを取得したＡＬＴについては、学校教員やそれに準じる学校での語学教育に携わることしかできません。しかし、国際交流員につきましては就労制限がなく、さまざまな活動に携われることが可能であります。過去にも本村でも平成23年度まで国際交流員を配置し、学校教育のほか、さまざまな社会教育事業にもかかわっていただきました。このたび採用となりました国際交流員につきましても、過去の実績に倣った活動と本村のグローバル教育の推進に向けた新たな取り組みに努めていただきたいと思いますと考えております。

学校教育においては、道徳や英語の教科化等に伴いまして、授業時数の確保が喫緊な課題となっております。しかし、外国語教育の充実はいずれの社会を生きる子どもたちにとって重要なことであることから、小学校における外国語活動や外国語の充実はもとより、給食時間や休み時間を利用した国際交流員とのコミュニケーション、会話体験等について推進してまいりたいと考えております。

また、社会教育においても末広学級での異文化交流や村民向けの英語会話教室の開催、読み聞かせ等による幼児教育の推進など多くの村民とかかわりを持って事業に取り組んでまいりたいと思います。

また、これまでのＡＬＴでは許可されていなかった翻訳などの業務も可能となることから、ホームページなどで本村を外国人に英語で紹介する業務なども検討してまいりたいというふうに思います。

計画的なグローバル化に向けた取り組みについてであります。平成28年度に策定されました第8次社会教育中期計画において、少年教育では異文化紹介事業の開設、成人教育

につきましては各種学習講座の開設などが明記され、計画的な活動が行われておりますが、特記された国際交流事業はなかったため、国際交流員の配置がなされたことにより更別村のグローバル化に向けた年間活動を確立させてまいりたいというふうに思います。

また、学校教育の分野においても学習指導要領や本村の執行方針等により毎年策定されております教育計画に基づいて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今回採用いたしました国際交流員は、昨年ワシントン州の大学を卒業して来日した22歳の若者であります。難しい日本語でなければ日常の会話は問題ありませんが、国際交流員としての業務は初めての仕事であり、村からの期待の大きさにも本人はプレッシャーを感じていることというふうに思います。本村といたしましても、苦勞して採用することができた人材でもあり、関係者の皆様の協力を得ながら本村のグローバル化に向けた発展とともに、本人の職業人としての育成を図ってまいりたいと思います。また、雇用形態につきましても、本人が国際交流員として成長したにもかかわらず、他の市町村や別の職業に移ることがないように、最善な採用方法について今後検討してまいります。

ご質問にあります雇用人数につきましては、これまでさまざまな手法を使って募集をしてきたものの確保に至らなかったこともあり、当面は現状の体制が維持できるように努めてまいります。近年、更別村にも多くの外国人が訪問しております。また、本村の事業所で勤務する外国人も多数いらっしゃいます。特に本村に滞在する外国人につきましては、病気や専門的な相談において不安を抱えている方もいると考えられますことから、これらの方々とのパイプ役としての国際交流員の活躍を期待するものであります。今後もその活動の範囲を適宜検討しながら、時代に見合った事業の推進を模索していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ただいま教育長がご答弁いただいたとおり、人材面での苦勞、その職員、外国人職員の金銭面での苦勞というものはこれからもまた続いていくのかなと思っております。

私は、せっかく22歳という若い人、そして日本語もある程度話せた中、英語もしっかり話せるという人材の中で、本人も少しプレッシャーに感じているところはあるのかなと感じますけれども、そういったところから更別村と外国人雇用、国際交流員の未来の展望ということに関して質問していきたいと思います。

まずは、教育長おっしゃられたとおり、身分の保障、金銭面、給与面に関しては今後検討を進めていくと。環境面に関しても、その話し相手、もしか病気になったとき心細い部分、やはり人間って病気になったときってどうしても心細くて、そんなときに流暢な英語でお医者さんと会話できればいいのですけれども、なかなかそんなわけにもいなくて、そういったところから不安や不満にたまることというのもふえてくると思います。そのほかに、やっぱりほかの外国人で先生やっている方に聞くと、ほかの町村でALTやっつい

る方も聞いてみると、どういうことが不満かという、英語では自分の思ったことを話せるのだけれども、日本語ではなかなか職員の方に自分の思ったようなことが話せない。そういったことがすごく自分の中での不安やもどかしさというものにつながってくるということも聞いています。なので、バイリンガルということは強みなのですけれども、彼の気持ちに寄り添った、僕はこんな授業をしたいのだ、こんなふうにやれば英語の力を伸ばしていけるという発想ももちろん英語をしゃべれるという立場からしっかり持っていると思うので、そういったところも引き出してほしいなと思っております。

また、そういった国際交流員のあり方として、基盤整備をしっかりしていけば、そういった病院の面、環境の面、いろいろな面でしっかり整備していけば、更別村の今後、もしか3年、今でいえば協力隊としてなので3年、3年からそれ以上の更別村での計画、また万が一国際交流員が次にかわる、本当は継続して長く長くいてもらうことが教育委員会としても理想だとは思いますが、やっぱりそういった人材になる、軸となる人を育てていくことというのは私はとても肝心だと思うのですが、今後のこの計画、いろいろ立てていく中で国際交流員のあり方、そういったものをもうちょっと中身に対して未来展望を含めた中で詰めていく必要があるのではないかなと思っております。その辺について、中身の詳しいところを詰めていく必要があるのではないかなということをご答弁いただければと思っております。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 ALTと国際交流員の絶対的な違いというのは、ALTについては語学教育だけということで住まわれていくのかなと思います。国際交流員につきましては、ただいま議員がお話のとおり、地域にいる外国人とのパイプ役になって、本人たちの不安を解消するというような役目もあるということで、実際国際交流員が語学教育を中心にやるという部分については非常に薄くて、どちらかというとやはりそういう形の地域にいる外国人とのパイプ役、あるいは更別村を海外に紹介する役目、あるいはうちはありませんけれども、勤めている地域と交流のある外国の都市とのパイプ役という、いろいろな取り組みがあるので、その中で更別村については語学教育にかかわらず、そういう国際交流についてのいろいろな役目を果たしていただきたいなというふうに思っております。

確かに22歳というのは非常に若い国際交流員ということで、社会人としてまだなっただけということで、これから私たちが育てていかなければならない人材でもあるのかなとも思っておりますので、そういう村が求めている国際交流員のあり方について一緒になってこれから進めていきたいなと思っております。

あわせて、これまでの国際交流員、先ほどもお話ししましたが、平成23年度まで国際交流員おりましたので、その事業ももう一度見直して、以前やった事業以上のものができるような形態を持っていきたいなというふうに考えております。

あと昨年、ミャンマーから10名の富裕層の外国人の方が来られました。私も同席させてもらったのですが、私からなかなか村の紹介が、私も英語しゃべれないものですか

ら、なかなか伝えることができなかった。そこにたまたま通訳の方がいらっしやって、いろいろ話ししてもらえるのですけれども、通訳の方がしゃべっていること、私何となくわかる。そういうコミュニケーション英語の大切さというのは私はすごく感じておりますので、その国際交流員を使ってコミュニケーション英語の大切さというものを子どもたちあるいは地域の方にも知っていただきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、まだ若い国際交流員でありますので、事務局、教育委員会が一緒になって地域の方、関係機関の方の協力も得ながら更別村として望ましい国際交流のあり方についてこれから進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長 5番、太田さん。

○5番太田議員 やはり更別村の中でもこれから取り巻くグローバル化に対して英語環境というものは本当これから重要になっていくと思いますので、教育長今おっしゃられたとおり、そのコミュニケーションの部分に関しても十分に活用して力になっていただければなと思っております。

そういった中でもやはり彼の身分の保障というのと生活する環境、やっぱり僕はここが一番しっかりしていないと、後々に響くのではないかなと思っております。また、こういった環境を整えることによって、教育長1回目の答弁でもおっしゃられていましたけれども、雇用人数に関しては今の1人の現状の状態でやっていくということだったと思うのですけれども、私は近い未来にはやはり英語という教育、インターネットがどんどん発展して要らなくなる可能性もあるのかもしれないのですけれども、英語の環境になれるということはとても大切だと思っていて、今の人のしっかりした基盤ができれば、そこからさらに新しい外国人を1人ふやしますと。さらに1人ふやしたときには、基盤があれば必ずその継続でさらにいいものにいく。だけれども、せっかく基盤をつくったのに、その人やめて新しい人を採用するという形では、また教育委員会が一からのやり直しみたいなことになって振り出しに戻って、なかなか英語の環境に関しては進まない部分が出てくると思いますので、やはりそういった育成プログラム、3年後、4年後、5年後、先を見据えたときに、さあ、ではこの基盤をつくってもう一人ふやそう。そして、もう一人ふやした中で外国人とのもちろんコミュニケーション、本人同士のコミュニケーションでの助け合いにもなりますし、それが生活環境での助け合いになって、よりよい更別村のグローバル化というものに対して発展していけるものだと思いますので、まずはこの基盤整備、まず第一歩目、いい人材が私は入ってきたと本当に思っておりますので、大事に育てて、彼の将来展望を含めた中、また更別村の今後のグローバル化に関して将来展望を含めた計画を立てていってほしいなと思っております。そのことについて、もう少しご答弁いただければというのが1つ。

あともう一つ、新たな取り組みということで、教育長の教育執行方針の中でも海外研修という言葉もあったのですけれども、その辺の展望についても、外国人の英語教育という

ことに關してなので、關連して、何か今現在で展望があるのであればお話をいただければ
なと思っております。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 初めに、ご質問いただいた国際交流員のあり方ということで、身分も含めて
ということなのですが、今回採用いたしました国際交流員は地域おこし協力隊ということ
で、地域おこし協力隊につきまして特別交付税の措置がされるということで財源を補償さ
れておりますので、そういう部分も含めて今回はそういう身分で採用させていただきました。
今後これが果たしていいのかどうなのかという部分につきましては検討しなければなら
ないと思うのですが、当然本人はまだ若いのですけれども、これから結婚されたり
したとき、今の給料でどうなのかということありますので、その辺は今後きちんと検討
しながら、本人が勤務しやすい労働環境をつくっていききたいなというふうに考えておりま
す。

人数につきましても、できれば人数は多いほうがいいのですけれども、なかなか国際交
流員としての適任者が見つからなかったということもありますので、今後もその辺もきち
んとアンテナを張りながら情報は持っていきたいのですけれども、とりあえずは先ほども
お話ししましたが、現状の体制を維持していくと。ただ、小学校で英語の教科化が
来年からされるということで、その部分につきましては教科ということになると、当然
担任の先生とのコミュニケーションもとれなければ授業になりませんので、前のALTの
方はなかなか日本語が、ある程度は通じたのですけれども、なかなかコミュニケーション
までいかなかったということもあって、今は日本人で英語の堪能な方が教科にかかわる移
行期間の対応ということでいろいろ授業に当たっていただいております。この部分につ
きましては、移行しながらその体制は維持していきたいなというふうに考えております。

次に、海外研修の關係でご質問をいただきました。海外研修、管内の市町村でも結構や
られている市町村があります。やられている市町村につきましては、大体が海外に姉妹提
携か、そういうつき合いが深い町を持っている市町村がつながりの延長上でそういう交流
をしているという形でございます。本村につきましては、海外にそういう近いというか、
つながりのある都市がないものですから、これから慎重に検討していかなければなら
ないのかなというふうに考えております。

教育長會議とかでいろいろ集まった中で教育長さんのいろいろ海外研修のお話を聞きま
すと、やはり海外に行って帰ってきた子どもたちの第一の感想というのが、このままの自
分ではだめだというふうに感じるそうです。やはり海外に行って自分を見詰め直して、こ
のままの自分でいいのかということをしごく感じて帰ってきて、その後非常に英語とかい
ろいろな授業に取り組む姿勢が変わるということがあります。そういうことを考えると、
非常に有効な事業ではないのかなと考えておりますので、当然海外に出ますと費用の問題
もありますので、そういう部分も含めて、これからでありますけれども、検討していき
たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 更別のグローバル化、国際交流員は魅力的だなと思われるような環境づくりをつくっていただければと思っております。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎会議時間の延長

○議 長 本日の会議時間は議事の都合によって延長します。

この際、午後6時まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後 6時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 村政に関する一般質問（続行）

○議 長 村政に関する一般質問を再開します。

順次発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 それでは、議長の許可を得ましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

質問事項は、介護タクシー利用料金助成についてであります。現在更別村人口の約30%が、いわゆる65歳以上の方々、高齢者と呼ばさせていただきますが、これまでの人生をたくさんの方の知恵と生き方で歩いてこられた皆様には敬意を表し、さらなる更別村での住んで安心、幸せな生活が続けられますようお願いを込めまして、本日質問させていただきます。

まず、更別村での移動手段は自家用車が主ですが、年齢や病気などとともにそれもかなわず、ご家族やご友人、近隣の方々が足となる場合もあるでしょう。今申し上げました手段もお互いの親子関係や信頼関係から成立するわけですが、しかしながらそれも無理な場合には介護タクシーを利用、あるいは頼らざるを得ない状況の方も実際おられるのです。

ここで介護タクシーを利用するに当たっての重要条件をお示しいたします。身体障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの方、介護保険の要支援1以上の認定を受けている方、単独で移動が困難な方とあります。

さて、村長は2期目に当たり「行動すべきは今」を掲げました。また、「いつまでも住み続けたい村づくり」ともおっしゃっておられます。そうであるならば、私が申し上げましたこの利用者への支援策は重要かつ喫緊であり、大変必要と考えます。

次に、3つの必要性を申し述べさせていただきます。(1)、この費用の一部を助成する

ことで利用者が経済的な負担の軽減と在宅福祉の充実を図ることができる。(2)、住みなれた場所や今の環境のまま、更別村を離れずに住み続けることが可能になる。(3)、大樹町、中札内村など、近隣町村では既に介護タクシー、タクシーの利用料金助成事業がある。更別村においては、平成16年度より在宅障害者通所・通院交通費助成事業がありますが、これの対象者が12名とお聞きしております。これは、余りにも限定されているのと、初年度から年数も経過している。

以上、3つの必要性から今現在利用でき得る方の支援策といたしまして、手始めにこの介護タクシー利用料金助成を行うのはいかがでしょうか。ぜひとも現在のニーズを重視した観点から村長のお考えを切にお伺いしたいと存じます。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんからの介護タクシー利用料金助成についてのご質問にお答えをいたします。

議員さんの質問にある在宅障害者通所・通院交通費助成事業であります、障害者が社会復帰訓練のために施設との間を往復する場合、または腎臓の機能障害の方が人工透析のために往復する場合に公共交通機関利用相当額の2分の1を上限に助成するものであります。5月27日現在施設通所者が6名、人工透析者が6名の登録となっております。現在の村の移動困難者への対応としては、村民バス、村内の通院に限り社会福祉協議会へ委託して行う移送サービス事業、一般介護予防事業に通所する場合の無償送迎、福祉有償運送事業、社会福祉協議会による車椅子、ストレッチャー対応車両の貸し出しがあります。議員がお調べになられた大樹町の介護タクシー利用助成事業につきましては、それまで町でストレッチャー対応の車の貸し出しを行っていたものの、車両の老朽化と件数が僅少であることから、更新しないで利用助成に切りかえたものであります。大樹町には対応する事業者がいらないため帯広の事業者に対応していただいているものとお聞きしております。また、中札内村の高齢者等通院交通費助成事業も村内にタクシー事業者がなくなったことから利用者が減少し、年間で10万円未満の利用と伺っております。

議員ご質問の介護タクシーは、介護保険を使用して利用できる形態と介護保険を使用せず現金などで精算する形態がありますが、本村で介護タクシーとして事業を立ち上げられた方は介護保険適用外となります。陸運支局が許可するに当たり、一般タクシーとの兼ね合いもあり、料金は一般タクシーと大きな差をつけることができず、料金の設定方法は一定の制約を受けることとなります。

介護タクシーの利用者は、小谷議員の質問のとおりであります。身体障害者手帳もしくは療育手帳所持者、介護保険での要支援1以上の認定を受けている方、また骨折等で移動が困難な方が対象であり、5月27日現在村内で身体障害者手帳所持者が146名、療育手帳の所持者が30名、介護認定を受けている方は176名で、合計352名の方が対象であります。そのうち複数制度の手帳所持者の47名、施設入所者の67名を除きますと、純粋に238名の方が対象となり、そのうち129名が75歳以上で移動に困難を感じているものと想定しております。

す。

議員の述べられている必要性について、私の選挙公約である村づくり3原則の中の住みたい村、住み続けたい村の実現のためには、高齢者、障害者等の移動手段は必要なものと考えております。今年度から企画政策課及び関係団体等により農林水産省の農山漁村振興交付金、スマート定住強化型の事業を活用し、調査並びに実証運行等を実施し、村内で望ましい交通システムを検討するほか、利用者の乗り合いや自宅送迎を可能とするデマンド交通移動システムの導入も現在検討してきています。これらの結果を踏まえ、今後これらも総合的に見ながら判断をしてまいりたいというふうに存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ご回答ありがとうございました。大変わかりやすくお聞きしていたところでございますが、私が申し上げました介護タクシーは手段として選択肢の最後のとりでだと、私もそう思いますし、利用者の方のお話をお伺いいたしまして、そう推察したところであります。

また、1番は年金など、暮らし方にはいろいろございますけれども、年金を頼りの生活の場合でありますと、大変な負担でございまして、毎回この介護タクシーを利用せざるを得ないという方もいらっしゃる状況で、日々の生活を考えながらこれを使っているのだよという切実な思いもお伺いいたしております。いつまでも住み続けたいのだけれどもなという、そういう思いがあるわけですから、住んでいてよかったとなるように私が質問したところでございます。この助成がありますと、今まで大変悩んでおられた方々も利用しやすくなると思いますが、そのあたりもう少しお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 長 西山村長。

○村長 今切実な利用者の方のお話ということもありまして、また年金等で生活している方がいろいろな有償の運送等を利用されると非常に経済的な負担が多いということは私も行政懇談会あるいは地域の老人クラブのいろいろな会合等で言われまして、その話をお聞きしています。非常に切実な思いでもありますし、何とかしなければいけないということでもあります。地域交通の確立としては、本当に村内で行っている村民バスの運行とかNPOどんぐり村サ拉里、それと社協の移送サービス、一般介護予防事業所に通所する場合には社協の皆さんには無償送迎ということはあります。ただ、課題としてはバス路線までは徒歩で行く必要がある。この裏には自宅まで来てほしいというようなお話もありますし、運行回数、時間、ルートが限られている。村民バスに添乗員が欲しいというような意見とかたくさんあります。実態が完全に把握し切れているかということ、対象となる人の人数、家族あるいは近所、現在あるいは将来に向かっての不安なのか、というところの声もこの中には含まれているというふうなことも考えております。デマンド交通という話もありますが、この場合も料金発生の可能性もありますし、その部分でいえば今本当にその部分を負担していただいている状況もあります。私自身としては、一刻も早くこれを解消し

たいですし、何らかの形で経済支援を、経済負担の軽減を図りたいということで今検討しております。一方で、ことし農水省の農山漁村振興交付金ということで、スマート定住条件強化型ということで農林水産省で採択をされましたけれども、これについてはこのような利用状況等をしっかりと把握する基本調査を行いながら、そして利用ニーズを確認し、その中で今行われている地域交通と、それと将来型といいますか、構想的には高齢者の方にタブレットを持っていたら、これは非常に高齢者の方にはいろいろとお教えしなければいけないと思いますけれども、そういうようなことをしながら実証実験を重ねながら、その部分でどういうふうなルートを組みればデマンドタクシーがうまくいくのかということを検証するということはことしから行います。その母体も、これはタクシー会社に来てもらうのか、あるいは村民バスを新たな形として活用するのか、あるいは今村内の方から本当に二種免許を持っている方が協力しますよというようなことのお話も出ています。だから、その母体をどこにするかということを含めて考えていかなければいけないと思います。ただ、この調査とかニーズの把握が全部終わってからやるというのは、これはやっぱり喫緊の課題には応えられないと思います。私は、やっぱり少なくとも今年度中をめどに何らかの形で議員の皆さん方に提示をして、今実際にお話を聞いておりますので、一刻も早くそういう経済負担を軽減してほしいというようなこととか、利便性を図ってほしい、あるいは村内全域をやっぱ高齢者の方々、買い物弱者の方々が本当に交通の便として資することができるように直ちに進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 3回目の質問となります。3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ありがとうございます。

最初のお答えの中で村内で望ましい交通システムとのお話がございまして、ただいま詳しくお話を頂戴したところであります。私たちも人ごとではなくて、関連になりますけれども、車の運転が加齢にてできなくなる、あるいは運転免許を返納する、また病気などの事情で運転は無理になってしまう。もともと運転はしないという方ももちろんおられますけれども、いずれ遭遇する、また今そういう問題に直面している方もおられますので、この村で住み続けるためにはさまざまな、村長もおっしゃっておられましたけれども、課題や問題があると考えられます。お元気な方々が買い物や用事足しをするのに、この先、先ほどおっしゃったような形の交通形態をお考えということでありますけれども、この広い更別村で私たちも、そして村民の皆さんも住むわけですから、皆さんがわかりやすく、そして何歳になっても気軽に、今申しておりましたような交通手段を利用できるのかどうか、ちょっと心配なところが……先ほどタブレットというお話もございましたので、最後に少々質問させていただきます。

○議長 長 西山村長。

○村長 ただいまの小谷議員さんのご指摘、非常に重く受けとめておりますが、更別村の移動手段としては地域交通として民間バス、福祉タクシー、福祉バス、自家用車、福

社有償運送等もあります。しかしながら、課題としては十勝管内で発生した交通事故の被害者の内訳を年齢別で見た場合、65歳の高齢者の方が7割を占めているのが現状であります。そういう管内で発生した事象についても、これは運転技術云々ということではなくて、やはり免許を返納したくても地方にいる方々にとっては、交通網が未発達の方は発達している都市部に比べて自動車は不可欠であります。だから、その自動車がないという場合については、やっぱりそれに対応してしっかりとその部分の対応策を、もちろん高齢者の運転技術の向上、村としてもことしからはサポートカーの試乗とか自動車学校で行う部分もありますし、そういう部分も含めながらしっかりやっていかなければいけません。しかしながら、今ご指摘のように特に農家の皆さんの場合は繁忙期にはおじいちゃん、おばあちゃんを病院に送っていけないという状況も生じています。そういうときに、本当に家では農作業が忙しくて、まちの中に送っていくというのが大変な状況ということを見た場合、これはやっぱり早急に解決しなければいけないというようなことを思っています。今いろんな民間の方とか社協の方とかサラリの皆さんとか助けていただいていますけれども、これはやっぱり行政が主体となってきちんと解決しなければいけないというふうに思いますし、これまで議会、数多くの質問の中でたくさんの方々が高齢者の交通移動手段を早く解決しなさいというようなご指摘を受けています。その部分に立って、早急にこの部分について取り組みを急速にして、何とか早期に交通網の整備と高齢者の方々の交通移動手段の確保をこれから鋭意精力的に進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えとします。

○議長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきます。

近年の更別村道路交通事情において、村道管理体制と整備計画の考え方について、より具体性を持った計画立案の必要性について村長の所見を求めさせていただきたいというふうに思います。

更別村公共施設等総合管理計画（平成29年2月策定）並びに第6期更別村総合計画（平成30年3月策定）の中で、道路インフラ整備については今後新たな整備は行わないと記述してございます。近年高規格道路の延伸や村大型遊具の設置、熱中機構事業関連などで道路交通アクセスに変化が生じてございます。大型バレイショ貯蔵集出荷施設の建設も加わり、交通事情がさらに変化する中、既存での生活道路や農畜産物輸送経路経過というわけにはならないと考えてございます。平成29年2月集計における村道では、実延長約466キロメートルに対し舗装済み延長が約212キロメートルであり、舗装率は45.5%でとどまっています。特に更別行政区の道路アクセスを見ますと、南1線道路、北1線道路の舗装にとどまり、今後の交通事情を勘案すると一定の再整備が必要と考えます。農村行政区全体での

居住事情、経営規模拡大による農畜産物輸送体制、酪農生乳集荷体制整備のあり方も考慮し、再考する必要があると思います。

そのような観点から、行政における村道整備のあり方とともに、諸事情の実態に基づいた改善の必要性に鑑み、意見を求めたいというふうに思います。

1 点目でございます。近年村の道路アクセスが変貌する中、道路管理、整備計画の変更が示されないが、現状認識についての見解を求めたいと思います。

2 番目、農村地域での村道は生活基盤整備面や農畜産物輸送体制の安全性からも一定の整備実施は必要不可欠ではないかと思いますが、それについてのご意見も賜りたいというふうに思っております。

3 番目、村道整備の財政負担も理解できるところでございますが、村道全体の道路情勢を勘案し、計画の再考察が図れないのか、その点についての所見もお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご質問の村道管理体制と整備計画のあり方についてお答えを申し上げます。

平成29年3月議会におきまして、農村地区における村道整備についての一般質問がありました。重複する部分があるかと思いますが、まず平成31年3月31日現在の村内の道路現況などについて申し上げます。

国道2路線、道道6路線、そして村道は212路線、472.4キロメートルで、舗装延長215.8キロメートル、舗装率は今45.7%となっています。村道は、国の基準により1級、2級、その他路線と区別しておりますが、その他の路線の舗装率は22.8%となっております。全体の舗装率を引き下げている状況となっております。これまでの村道の道路整備につきましては、本村は平たんで基盤の目のような道路網が形成されており、1級、2級幹線道路の整備に当たりましては基本として600間、1,100メートルから900間、1,600メートル間隔とし、1路線が主要幹線道路、また近隣市町村の道路にアクセスすることによって、産業、生活の幹線道路としてネットワーク化が図れる路線を優先して国庫補助金等を活用してこれまで実施してきたところであります。現在ほぼ1級、2級の重要路線につきましては整備がされつつあり、第6期総合計画の中ではその他の路線を主な整備計画としておりますが、ほとんど国の補助事業採択を受けることが困難でありますので、近年国の緊急交付金事業や過疎対策事業として採択される理由のつく路線で、例として整備路線に3戸以上の受益者がおられ、産業道路として将来とも必要な道路、あるいは児童生徒の交通安全対策上からも学校にアクセスする道路として必要なもの、あるいは高規格道路インターチェンジ開通により交通量の増加、安全対策が必要な道路等を優先して選定し、順次整備を行っているものであります。村では、平成30年に第6期更別村総合計画を策定、10年間の年度別実施計画により計画的な道路管理整備を行っております。総合計画では、道路改良舗装事業として新規改良3路線、局部改良3路線で事業費10億5,000万円、舗装強化事業として

オーバーレイ 8 路線で 3 億円、その他として市街地道路改良舗装、歩道改良事業、橋梁整備事業などを計画的、道路管理事業費は 10 年間で約 20 億円、年平均で約 2 億円というふうになっております。

一方、平成 29 年に更別村公共施設等総合管理計画を策定しました。平成 29 年度から 40 年間、土木系公共施設インフラとして道路の更新費用を推計しております。その中で今後新たに整備を行わないとした場合、道路、橋梁合わせた更新費用は 40 年間で 207 億円、年平均で約 5 億円と推計しております。この管理計画は、更別村総合計画を上位計画と位置づけ、公共施設の現状及び将来の見通しを把握し、どのように対処していくべきかの基本方針でありまして、具体的な取り組み等は個別に定めることとなっております。したがって、今後新たな道路インフラ整備は行わないということではなく、これらの社会情勢等により柔軟に対応していかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、総合計画掲載事業で年 2 億円、将来的には更新費用で年 5 億円程度が見込まれており、そのほかにも下水道、上下水道インフラで年 5 億円以上と推計されております。新たな事業は、その整備費用と将来の更新費用の負担を全て一般財源で行うこととなりますので、更別村の将来の財政負担への影響は非常に大きなものがあると考えております。今後も村の財政状況を見ながら、可能な範囲で計画をしていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長 6 番、安村さん。

○6 番安村議員 今回の道路事情だけではなく、それらにまつわる一般的な部分の関連事業も含めたご説明をいただきまして、金銭的な部分も提示いただきましたけれども、非常にわかりにくい部分が多くございます。今一般財源である程度やっていかなければならないという部分もあるよというご説明をいただきましたけれども、基本的にはやはりそこが今私にご質問させていただいている最大ポイントでございまして、更別村には今村長がご回答いただきましたけれども、国道あるいは道道 6 路線、そして村道の 212 路線という形のご説明をいただきましたけれども、私は路線管理の中で一番大切なのは、今農業地帯、農村地帯において、ただ農業者がどうのこうのという理論武装だけではなく、やっぱり居住事情としてかなり別荘も含めてということでそれぞれの農村地域に住宅を建てている方が結構多くいらっしゃいます。それらを含めたことを考えると、やはりまだまだ一定のルールはあるかもしれませんが、ある程度の改善というか、そういう部分の道路整備というのはもう少し明確に示していく必要があるのではないかとこのように思っているわけでございます。なぜかといいますと、その中でやはり今の農業形態、規模拡大、非常に進んでおります。もう既に 1 戸当たり 50 ヘクタールを超えるような耕作面積を有し、それに伴う大型機械類の導入も含めてということで、今村長が説明していただいた国道及び道道における今交通網の増大も含めて、それらにかかわらない、いわゆる村道としての作業道路、いわゆる農産物等の作業通路あるいは生活道路という部分でももう少しきめ細かな対策が僕

は必要ではないかというふうに感じているところでございます。

たまたま私も1年間、水環境の関係の事務を担当させていただいた経過がございますけれども、基本的には今村内3地区で協議会、農地・水・環境対策の中で3協議会、全ての協議会で村道における、いわゆる砂利道の関係の砂利敷きを輪番制を持ちながら予算の範疇の中でそれぞれ実施しているわけがございますけれども、それとて恒久的な対策になっていない。いわゆる道路幅も含めて、これだけの大型農業機械、器具をやはり搬送させるためには、道路の幅も狭いということもあります。砂利を敷くことによって、圃場内への飛散もかなり多く見られているという農家さんからのご不満といたしますか、そういう部分も実際に出てございます。それらを含めて、確かにそれなりの理論武装の中で600間なら600間の中できちっとアクセスできるような形のものを整備したいという形でございますけれども、そこはやはり村道のあり方として、村は村のあり方としてきちっとそこは精査を図りながら取り進めるべきだというふうに私は思っております。まして今説明いただいたように、やはり舗装率が全体的に、私も十勝管内も含めてまだ調べておりませんが、やはり更別村における全体像としての舗装率がやはり50%いつていないということ。やっぱり道路整備の拡幅も含めて農村地帯に見合っただけの道路整備もできていないということも事実だと思いますので、その点の押さえ方も含めて村長の考え方、いま一度ご提示いただければというふうに思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご指摘のとおりであります。

村内の集落を結ぶ効率的な交通の確保はもちろんなのですが、やっぱり農村地区におきましては広域生活圏における車社会の発展もありますけれども、やはり何といたっても農畜産物の出荷、搬出等、あるいは農業機械の今ご指摘ありました大型化、あるいは冬期間における気象条件の厳しさ、その中でやっぱり円滑な道路交通網を確保するということと、産業活動やその部分の農村環境の自立へ向けて市街地を含めた、しっかり整備をする必要があるということでもあります。今は、1級路線、18路線ですけれども、ここの舗装率は67.3キロメートルで舗装済みが63.1キロで、舗装率は93.8%です。2級路線25路線、89.6キロメートル、舗装済みが80.7キロメートルで舗装率は90.1%です。しかしながら、今ご指摘のところ、その他の路線で169路線、315.6キロメートル、この舗装済みが72.0キロメートルです。何と舗装率は22.8%です。ここの部分がやはりご指摘のとおり重要な部分です。その部分では、やはり村としましては6期の総合計画の中に第1章の便利で生活できるまちづくりの6の道路のところでは道路の整備、維持管理、交通弱者に配慮した、あるいは農業関係の部分もありますけれども、更別村の第6期の総合計画の中ではそのことも含めて10年間で19億7,870万円を想定しながら農村部等の部分について早急にやらなければいけないところも中心にしながらやっていきたいというふうに考えております。その部分は、やはりその他の路線の部分が鍵となっておりますので、その部分はとても重要なことであるというふうに思います。

また、今砂利のところということでありましたけれども、砂利のところは本当に張りつきの農家の村道舗装というところでは本当に今要望が来ております。酪農、肉牛業関係で16戸、延長7,400メートルの要望、畑作、一般で53戸、延長2万650メートル、合わせて69戸、延長2万8,050メートルの要望が、ここに名簿もありますけれども、こちらがシミュレーションしたときにその部分が必要であるのではないかというふうに考えております。優先順位の考え方ですけれども、一番には総合計画の登載路線でありますけれども、やはりその次に酪農、肉用というか、集乳車とかいろんな部分あります。そして、畑作、一般ということで、そういうような形で村としてはありますけれども、この部分をしっかりとやっていかなければいけないということと、ただいろんな費用もあるのですけれども、アスファルト等の舗装の仕方につきましては防じん第1層ということで、これは舗装率にカウントできないのですけれども、1層にすると約10億2,000万円で済みます。簡易アスファルト、2層にすると13億8,720万円かかります。3、高級アスファルト、3層にしますと、南8線タイプですけれども、42億750万円かかるということで、その部分を含めると総合計画の改良、維持の10年間の19億8,000万円、それと公共施設等管理計画の維持のみですけれども、40年間で207億3,000万円、公共施設の下水道等で211億1,000万円ということを鑑みしましたときに、決して新たなというか、その部分に手をつけないということではなくて、しっかりと、月並みになって申しわけないですけれども、この間も同じ質問を議会で受けておりますので、道路の整備について、これも何回も指摘されておりますので、早急に取り組まなくてはならないというふうに考えておりますけれども、総合計画あるいは村の改修、オーバーレイ等、村道の整備に向けてしっかりと、今ちょっと遅いかもしれませんが、確実に実行したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。3回目の質問となります。

○6番安村議員 今村長が整備の必要性についてのある程度の回答いただきましたので、多少安堵しているところでございます。

ただ、ちょっと気になるのが、やはりそこは一般財源としての持ち出しができないというところにこれからの村の知恵を絞るというところが出てくるのではないかなというふうに考えてございます。

実を言いますと、今回地方創生推進交付金事業においてスマート農林業のイノベーション特区ということで、これから国の補助金をいただいて、IoT、いわゆるドローンの利活用実証や、いわゆるロボットの無人トラクターの実証実験も始まることもあります。それらがもし仮に実用化に向けて村としての姿勢として推進するのだという形になればなるほど、やはり道道だとか国道だとかという利活用が極めて厳しくなってくる。そのための道路整備というのは、やはり村道であるべきだと思いますし、そういう形の利活用を含めた整備というのは僕は絶対的に必要ではないかというふうに考えてございます。それは、ぜひともやっていかなければならないことですし、住民の負託に応えていくという部分、

やはり道路交通の安全性から鑑みても、そこはぜひとも手をつけていただきたいというふうに思っています。

また、蛇足でございますけれども、補助事業の関係、いろんな部分のまだまだ再考察する必要があると思うのですけれども、一例を言いますと、これは多分十分精査した中でなかなか該当しづらいという部分もあるかもしれませんが、現在平成20年に農免道路の関係の部分が事業仕分けで廃止されてしまって、全くなくなってしまったという部分がございます。それが大変地方の道路の整備に負担になっているというか、それが足かせになっているのも事実でございますけれども、その代替策として農山漁村地域整備交付金という制度が一部ございます。これは、かなり厳しい部分でございますけれども、基幹道路、農道の整備だとか一般農道の整備だとかという区分けの中で一般型、保全対策型という形もございます。これが絶対的に該当するということではないですけれども、そういう部分のものも利活用しながら、やはり一般財源でと言ってしまうと、これ何十億もかかるのですから厳しいですよという話のはっきり言ってならないという部分がありますので、そこはそことして、やはり必要なものは必要だという整備を図っていかなければ、後退の理論しかないませんので、その点これからやはりスマート農業も含めて、IoTも含めて、利活用も含めてそういうふうに推進しようとするほど、そういう整備、道路整備も含めて環境整備も含めてきちっと実施していかなければならないというふうに考えております。それらの考えについて、お考えをお聞きして、最後といたしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるとおりです。本当に今スマート農業とか、今スーパーシティ構想とか、村の交通手段も含めまして、農業基盤整備も含めまして、最先端技術も含めまして、やはり高速通信網の整備もありますけれども、無人トラクターが農道を走るとか、いろんな大型の機械はAIを登載した農業機械が走るということになれば、これは農業基盤整備というのですか、道路のきちんと整備をしなければ、総合的にそこをやっていないと不可欠になってくるというように思います。平成29年に織田議員さんから同じような質問をいただきまして、このときも本当に国の緊急対策交付金等で、はっきり言いまして救われたときもあったのですけれども、それ以降は措置される状況というのは今のところまだちょっと見えてはこないのですけれども、でもやはり起債が使いづらい路線とかいろんな部分があるのですけれども、その部分をしっかりと見きわめながら、そういう使えるところもしっかりと考えるということと、アンテナを高くして国との情報を把握しながら、先ほどおっしゃいました農業の基盤整備の基金、交付金ありますよね。これについては、条件とかいろんな部分で、こういうふうなものに利活用していくというようなことをしっかりと訴えていけば、これは国としても説得できる要素はありますので、国に対しても道に対してもですね。その部分をしっかりとやりながら、財源持ち出しになるから非常に苦しくてできないのだということではなくて、あらゆる可能性というのですか、

その部分はしっかり交付金等の状況等も把握しながら、もしそういうのがあった場合については、私すぐ東京とかへ飛びますので、その部分でしっかりと村の現状とか、今村がやろうとしていることについては、これは道路整備は欠かせないということで、やっぱり総合的にやっていかなければいけないということも訴えながら、その部分で道路環境の整備、舗装率の向上に向けて精力的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ありがとうございます。終わります。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 通告に基づいて、一般質問させていただきます。

更別は、農業がもちろん基幹の村ですから、それは商業をないがしろにしているわけはありませんけれども、それで農業について西山村長2期目に向かって少し議論させていただきます。

それで、これは生産人口の減少を小規模農家の育成、保護等で防げないかと、タイトルはそういうタイトルです。これを調べますと、3月に前村瀬議員さんが質問してまして、読ませていただいてちょっと勉強させてもらったのですが、村瀬前議員は30ヘクタール規模程度の農家をとのお話がありました。私自身は、ここに書いているのはちょっと違まして、小規模農家、それから特殊なものをつくる人、例えば黒毛の五島とか、それで人口が減らなければすごく幸せかなと、そういうように単純に考えまして、質問をつくらせていただきました。

T P P環太平洋連携協定から離脱をした米国がT P Pを超える要求をしているのは、この間トランプ大統領が来ても7月までは、選挙終わるまで話はしないということは非常に後ろにおっかないものがついているのかなと、誰しも農業者は思うわけです。それで、畑作4品、ご承知のように中心に更別農業は1万1,000ヘクタール、先ほど安村議員申した50ヘクタールをもう超えようとしているという中に、将来的に漠然と不安を持っている農家もいるのかなと。

それで、若干農業委員会も調べてみました。それで、一番問題になるのは、やっぱり新規後継者、既存の息子さんも含め、それから都会から戻られる方、これは通告書には書いていなくて申しわけなかったのですが、田園回帰と定年帰農と、それからどうしてもさわらなければいけないのでふるさと協力隊員、今回5名いると聞きましたけれども、それについてさわらせていただきます。

それで、書類をもらいまして、27年5人、これは更別の新規就農者です。28年8人、これはすごいのです。平成29年3人、平成30年3人、平成31年5人、もちろん承知なのでしょうけれども、それで今恐らく220戸を切っていると思うのです。40年で経営を息子さんにリタイアする、既存の農家ですよ。そうすると、ぎりぎり5人かなと。それでも、これすばらしい数字かなと思うのです。

それで、これでは人口はふえないと。調べさせていただきました。少し読ませていただきますけれども、農業就業者の平均年齢は平成29年度、これ全国ベースでいきますと67歳の高齢化の進行と。高齢者のリタイアで農業就業者が著しく減少することにより地域の衰退にもつながると。農業就業者（基幹的農業者）、これは日本中で65歳以上が66%、40代以下が11%、著しくアンバランスな状況です。それで、新規就農者数は平成28年で6万150人、大体6万人と。その大半が農家子弟であって、自分の家業を継いだと。これは、更別も同じです。40代以下の就農者は、近年微増であり、3カ年連続で2万人を超えていると。新規参入者、これは本当に新規参入者です。土地、資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した人2,000人、平成24年以降。それで、更別もご承知のように新規就農者条例をやっと5年かかって新しく作り直しました。

それで、1つには、国の制度です。復習のためにちょっと調べてきました。農業次世代人材投資事業、平成28年までは青年就農給付金、これは年間150万円を最長2年間。海外研修した人には、45歳以下でまた1年延長するよと。2つ目、これは経営開始型、平成28年の交付は2,461人、これがまたすごいのです。非農家出身が63%、農家出身が37%。市町村を通じて年150万円を最長5年間の交付、これも原則45歳以下。それに農の雇用事業、これ平成28年度で7,024人、これは月最大10万円を最長2年間。④に農業経営確立支援事業、新規就農者が地域に定着し、地域農業の中核を担っていくために更別村では経営技術、資金、農地法、それぞれ対応するサポート体制の整備が重要であるということで、なかなか国も農業は大変ですから、手厚いと言えば手厚いのですけれども、そこで更別も、後から答弁あるのでしょうかけれども、今それに向かって頑張っている人もいると聞いてはいるのですけれども、それで30ヘクタールと前議員が言われましたように、それでもやはり最初に成功するといったら、まず資金の問題、新規就農者ですよ。その辺の問題がやっぱり農業というのは大変だなというのを実感しているのですけれども、そこで減少しないようにするというためにはどうするかという、これもまた難しいのです。先ほど言ったように、定年帰農の人、田園回帰の人をどうやってうまく引き込むかというのが目標で、それに前の議員が言ったように30ヘクタールでは機械も実力もない人はちょっと無理なのです。

そこで、ここでもう少し整理をさせていただくと、自治体による小規模農家の育成、保護政策で定年帰農、田園回帰する若者に期待をしたいと。2018年末にTPP11が発効し、2019年秋から日米物品貿易協定TAG交渉が本格化。日欧のEPAも発効の見込みで、農業の総自由化時代に大きくかじを切るだろうと。それから、総自由化時代に農業、農村地域を守るにはどうするかと。それで、働きがい、生きがい、自然や人間との関係性を求める若者の田園回帰に期待をしたいと。次に、70歳までの就業が求められる現在、定年帰農者の増加にも期待をしたいと。それから、先ほど言いましたように地域おこし協力隊を核とした村の活性化にも期待をしたいと。有機物農産物、特産物生産、これ少数の黒毛も含めますけれども、高付加価値生産の小規模農家の育成、保護。ここが大事なのです。企業誘致に依存しない地域組織の展開を目指す、これは後から言いますけれども、例えば更別

の1万1,000ヘクタールの耕地に、こういうことあってほしくないのですけれども、無人の大型トラクターで大豆、小麦の単作で、それを将来考えて作付する企業、投資家マネー、実際に触れることない人たちがやると、それが遺伝子組み換えの趣旨で作付をされ、収穫で収奪をしていくと。既存農業者は投資家、企業に土地を奪われ、そこにいれずに追い出される可能性がある。極論を言っているようだけれども。

それで、これからの更別農業を考えると、大規模化単作経営も否定はしません。だから、小規模農家の家族経営を主とした農業を守る施策の必要性が重大であると僕自身は考えています。それで、残念ながら自治体も農協も経営、業務の合理化に向けた努力が先行してしまい、少品目作物、地域の特産物の少品目に期待をかけなかった。日本では、協同組織の農協が全国隅々まで組織をされ、信用、販売、購買、利用、営農、共済に至るまで機能は極めて充実をしている。それで、この有利な条件を利用して地域の活性化を考えるのは当然であると。農工商の連携の調整役を果たすのがかつての市というのが今の国、地方公務員です。地域の人口減少、まして生産人口の減少を防ぐのは、大規模農家、法人経営の育成、保護ばかりでなく、小規模農家特別栽培、高付加価値の混在によって村を存続させる必要がある。そのためにも自治体、農協のバックアップが必要でないかと。これは、昨年夏に亡くなりました北大名誉教授の、僕何回か聞いているのですけれども、その先生が太田原さんですけれども、この言葉が大事だと思います。大切なことは、日本の経験が小規模家族経営の農業の可能性を事実をもって示していることである。その意味では、日本農業は人類史上実験途中で断ち切り、企業的農業に切りかえようとする蛮行を今糾弾します。これは、文書を読んだら書いてありました。

それで、この話ばかりしていてもどうにもならぬので、次、もちろん今人口少子化ですから、例えば農業の労働力不足、村長ももちろんご存じでしょうけれども、昔農業者の受け入れ協議会というのがありまして、大樹、忠類、それから更別にあった。バス1台ずつで大体30人ぐらいで、これは80の人も来ていたのですけれども、それが非常に頑張っていたのです。そのことは、もう今さらどうしようもなく、そんなことを今さらお願いしたって。だから、やはり70過ぎ、80過ぎのおばあちゃんがほとんどでしたけれども、お母さんもいましたけれども、そういうことが昔更別では役場が中心となって労務者の夏場の確保をしていたのが現実の姿です。

それで、先般農業新聞から引っ張らせてもらったのですけれども、食料・農業・農村政策審議会の畜産部会、なぜこれを言いますかといったら、新たな酪農・肉用牛生産近代化方針、酪肉近の策定に向けて北海道、都府県共通の課題として労働力や後継者不足を上げた酪農家からの意見。それで、ちょっと気になったので、大樹町で1,000頭規模のノーザンスカイ副代表山下さん、その人が北海道の代表というか、農業新聞に出ていたやつをそのまま読ませてもらうと、酪農ヘルパー事業、需要はあるが、人員が足りない。それで、今後有給休暇取得の義務化を念頭に人材確保がさらに難しくなると懸念。ヘルパー確保のため、社会全体で支援できるような環境整備が必要。これやはり日本農業は大きな世代交代

期に直面しているが、人が減るという現実を見据えた支援事業の再構築を進めなければ自治体、JAも地域で存在意義を失うと。厳しい言葉なのですがけれども、まずこれが労働力不足の現状で、今さらどうなるの話でもないのです。

それと、もう一点、農地の問題です。これも農業委員会で調査をさせていただきました。それで、更別のうちの賃貸借面積が2,321町。貸し手人数が126で、受け手人数が183。これが詳しく中身を調べますと、法人貸し、親子貸しが400ヘクタール、それを除くと1,900ヘクタールぐらいが小作地で皆さん営農していると。それで、一番これから、ここにも書いてあるのですけれども、町場の地主さん、もともと更別で農業をやられた方がリタイアをされて、僕は知っている人が多数おられると思うのですけれども、恐らく町場でサラリーマンなりいろんなことをやっている職業の人がいるでしょうけれども、永々末代と農業委員会を通して、3町でも5町でもいいのですけれども、それが続くかなといったときに非常に不安に思うのです。親戚なら別でしょうけれども、それ以外でも……。やはりそこに5年なり10年の契約が過ぎたときに問題が起きるのでないかという気が私自身もしていますし、現実にあると思います。

それで、村長のやつでも見ました。それで、これから何がやっぱり農業として……。更別は、先ほど安村議員が言いましたようにスマート農業、IT、もう大規模化に向かっていくのは当然ですけれども、ここで一つ中身を振り返って、黒毛五島の農家でもいいではないかと、70過ぎて。それで、花嫁対策も恐らく話出ると思うのですけれども、そこはやはり今の農業者は、特に若者は自分で探すというよりも、そういう組織に行ってカップリングパーティーとか、余り喜ばないと思うのです。それで、若干調べてみました。表へ出せないものですから、1割ぐらい、やはり奥さんがいなくなったり、そういう人はいるはずなのです、ちょっと調べると。ただ、50になって結婚する可能性もありますし、60になっても結婚する人いるし、後継者とは言えないのですけれども。だから、その辺やっぱり個人情報ですから、表出して、ただ1割程度は離農予備群とは言いませんけれども、あるのかなと、そんな気は若干しています。だから、そこら辺も含めると、まだまだこのままいくと農家人口は減って、耕作面積は残された農家に集約をされて、それというのは生産人口減ることと、やっぱり更別に住んでもらえばいいのですけれども、いなくなると何ぼ頑張ってもその辺が突っ張りきかないのかなと思うのです。ちょっとまとまりのない質問ですけれども、この際村長と農業についてしっかり論議しておかないかと思ひまして、調べさせていただきました。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さんの村の人口減少を小規模農業者の育成、保護で防ごうというご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

また、多岐にわたるご質問ございましたので、全部お答えできるかどうかは後でご指摘をいただけたらありがたいと思ひますけれども、今私がお聞きした範囲でお答えをしたいというふうに思ひます。

我が国の国際貿易交渉の動向は、議員さんおっしゃったように昨年12月のTPP11の発効に続きまして、本年2月には日欧EPAが発効されるなど急速に動き始めています。これらの協定の将来的な影響が懸念される中、ご質問にもありましたとおり米国との新たな貿易協定であります日米物品貿易協定ですね、TAGですか、の交渉が開始されておりまして、今後の日米両政府間による交渉経過を注視しつつ、農業関係団体などと連携の上に国に対し丁寧な情報提供を求めていかなければならないというふうに考えております。

また、村政執行方針でも述べさせていただきましたが、本村の基幹産業である農業を安定的に持続させていくためには、いかなる国際状況下におきましても次代を担う後継者の方々が希望を持って継承できる更別農業を守ることが何よりも重要であると考えております。快適で魅力ある農村づくりの実現を目指して、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

本村の農業は、1戸当たりの耕作面積が50ヘクタールを超える国内最大規模の大型機械化農業が展開されておりますけれども、一方で議員のご指摘のとおり、後継者、労働者不足が大きな課題となっております。後継者対策につきましては、今年度から農業研修生を受け入れる新規就農者支援事業を実施しているところでありまして、4月以降2名の農業体験研修生を受け入れまして、うち1名は新規就農を目指し、6月1日から次の段階である実践研修へ移行しております。もう一名も新規就農に前向きな考えを持っておりまして、実践研修への移行を検討しているところであります。実践研修中に就農計画が策定された場合には、就農研修を経て新規就農へつなげていきたいというふうに考えております。

また、後段ありました後継者の配偶者対策につきましては、更別村農業担い手育成センターに専門相談員を配置しておりまして、担い手相談室の開設やカップリングパーティーなどを継続して実施してまいっております。農繁期の労働力不足対策につきましては、各農家におきまして派遣会社やJAさんの無料職業紹介サイトなどで確保に努められているところですが、短い期間に求人が集中するために安定した確保が困難な状況にあります。

こうした中で、平成28年3月に閣議決定をされました第8期北海道総合開発計画を推進する取り組みの一環として北海道開発局、帯広開発建設部が主体となって設置している十勝南モデル地域圏域検討会にも本村が参加しております。この中では、広域での農業就業者の確保対策が必要であるとの共通認識のもと、就業を希望する人と生産者とのマッチングを行う仕組みづくりが検討されていることも踏まえまして、引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

農地の借り入れ状況につきましては、経営面積の18.7%を占めております。1戸1法人の使用貸借を除きますと、実質15.6%ということになっています。現在国では中間管理機構が行う農地中間管理事業を農地の利用調整施策の柱として推進していますが、これは賃貸借を対象とする制度でありまして、売買につきましては同事業の特例事業としての位置づけにとどまっているところであります。自作地を求める生産者が多い中で賃貸借

の期間が長期化しているケースも多く存在しております。農業委員会とも連携をしながら所有権の移転の促進に向けた制度の見直し等の要望に継続して答えられるように行っていきたいというふうに考えております。

農業を取り巻く環境は、経済のグローバル化、少子高齢化による人口減少から生ずる新たな課題の発生など大きく変化しております。こうした中で本村農業を持続的に発展させていくためには、農業生産のかなめである土づくりを初めとする農業基盤整備事業の推進はもとより、新たな対策も講じていかなければならないと考えております。議員も重視されております人づくりを目的とする十勝さらべつ熱中小学校にも取り組んでいるところであります。この取り組みを進める中で村内外から集まった人材により農業を初めとする他産業を含めた先進技術の導入が検討されておりました、近未来技術等実装事業を初めとするスマート農業関連事業に着手してきたところであります。全国的な人口減少というかつてない状況下におきまして、取り組みは既存農業者の労働力不足の軽減や新規就農の推進につながることで農村に人を呼び込み、働ける村、活力ある村の公約実現に近づくものと確信をしているところであります。積極的に事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、議員のほうから質問にありました定年帰農とか田園回帰のところがありました。定年帰農についても若干触れられておりましたけれども、定年を機に第2の人生として本格的に農業を志すものでありまして、近年は団塊の世代を初めとして増加傾向にあるものと認識しております。Uターンをして先祖代々から受け継がれている農地を生かして始めるケース、あるいは未経験者が農村に移住して始めるケースなどがあります。自己所有地を活用した自給自足的な農業を志向する場合は別として、本格的に農業で利益を上げていくためには高度な技術や経験、経営手腕が必要であると認識しております。まずは、現在進めている新規就農者の育成確保を優先して進めたいと思います。移住対策も含め、自給農業を目指す移住希望者の受け入れは一考する必要があると認識しておりますので、今後研究してまいりたいというふうに思っています。

また、新規就農者は後継者が帰村してということで、田園回帰に関する部分が述べられていました。29年に総務省がまとめた田園回帰に関する調査研究報告におきましては、都市部への住民の意識調査では何らかの形で農山村地域に移住したいという回答も3割を超えております。特に若年層での田園回帰志向が高く、総合計画の中でもありましたけれども、中学校の7割近くが将来更別村に帰ってきたいというような結果もありました。あるいは、今どんどん、どんどん後継者が帰ってきているというところを田園回帰志向が高く、やはりそれに応えるライフスタイル等が求められていると思いますし、そのことに対する村の支援というのですか、この部分をしっかりとしていかなければならないというふうに考えております。

こうした結果からも、地域ぐるみで迎え入れる体制づくり、人材育成が必要となっておりますと考えております。地域おこし協力隊も含めてそうですけれども、移住される方々

の相談対応等にも積極的に応えていきたいなというふうに思っています。

農業基盤整備等を含めまして、松橋議員さんのご質問の答えというふうにさせていただきます。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 本当にまともな答えであります。

それで、どうやって人口をふやすか。前に消滅都市、前の地方創生機構ですか。それで、その逆の持続可能な地域社会総合研究所、これは議員に配られた冊子なのですが、各自治体が今後どのくらい定住人口をふやせば過疎指定市町村でも全体の9割が残れると。これは、人口の1%未満定住増加で。ただ、長期的な子ども人口、14歳以下です。そうすると、更別は要するに32人、14歳以下。それをふやせば人口が安定すると。それで、府県では現実にはそういう姿が出てきていると。それと、そういう言い方は失礼なのですが、田園回帰、ここが一番期待できます。働きがいや生きがい、自然や人間との関係性の中でそれを生み出したいと。経済よりもそちらが先だよと。それから、先ほど村長から言われた地域おこし協力隊、これが今全国に5,000人以上。協力隊の意義は、地域に溶け込み、移住、定住し、その地域を活性化することにあると。現実には帰農した人、協力隊員で。これは、府県ですが、その言葉が載っていました。協力隊として地域おこしするのであれば、明確な目標を持っていること。自分の持つスキルで自分で何かできることが明確である。協力隊の隊員になってもボランティアの人、お助け隊のようにしかとられない側面もあるから、やはり行政側と応募者の精度の高いマッチングが必要だと。

それで、定年帰農、70歳まで現役、新しい就業機会の形成を目指すと。それで、全国で集落営農の数は2,017、参加農家数は51万6,817、更別村もしている多面的機能支払交付金事業にのっている組織は3万、それで集落を再編成するという意味です。1戸当たり34戸ぐらいで。やはり集落が営農できなくなっている都府県がたくさんあるという意味です。それで、やはり人がいなければ、幾らドローンがあろうが、無人トラクターであろうが、やはりどうしようもないのです。それと、家族経営の限界が、恐らくこのままいくと50を超えて100になる可能性もそれは見えてきますけれども、そうしますとやはり更別村自体の人口減少が、これは農業の話していますが、一番は人口減少をどうやってとめるかですから。うち更別村は後継者の数も、子どもさんの数も実際ぎりぎり頑張っているかなと、僕自身は思っているのです。減り方もスローです。ふえてはいませんが。やはりその辺、農業を基幹とした更別ですから、申しわけないのですが、どうも熱中機構から始まりまして、全部IT、ドローンなり、それから無人トラクターも恐らくそうになっていくのしょうけれども、肝心かなめの人づくり、ちょっと書きましたけれども、それから土づくり。単作経営になりますと、これは大事なことで、成功例もあるのです。TMRと、それからコントラと、それから育成。だけれども、だんだん大規模になっていくということは、単作化にしていけるのです。そして、電力の問題もありましたけれども、堆肥の処理が困っていると。昔家族経営でやっていると、わら堆肥ですから、自分の牧草

畑にまいて、今はもうどうしようもないから、今度堆肥を集めて電力という。だから、何かそこが本当に最終目標なのかどうかというのを論じて、表ばかり見るのはというか、上行くのはいいですけども、その辺最後に村長の考え。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さん、ご指摘のとおりです。やはり基本は、これまで更別農業はここまで発展して大型化して、これだけ盤石な肥沃な大地をつくったのは、先達の皆さんの土づくりにかける思いとか、本当に血と汗と涙で苦労してきた基盤整備作業、行政もそうですけれども、農協さんもそうですけれども、それがやっぱり基盤にあるのです。そこがやっぱり盤石な上に立って今の大型農業とかやられますけれども、日本一のそういう大規模農業というふうなことを言われますけれども、私はそのことに来ておりますし、やはりそこは基本中の基本で、幾ら先端技術と、いろんな導入もありますけれども、それはそれでいろんな技術の開発とかも必要ですけれども、やはり基本は土づくり。そして、農業基盤整備が根幹に行政としても据えなければならないというふうに思います。そのことがあって、その次にそういうような先端技術とかいろんなことについて考えていかなければいけないのではないかなというように考えております。

人づくりもそうですし、今何点かおっしゃられました家族経営の限界、これはどんどん、どんどん大規模化してくるとそうなります。決して私は、AIにビッグデータを登載することだけが全てとは思いません。やっぱり今までおじいちゃん、おばあちゃん、先代たちが培ってきた経験とか勘とか、いろんなものが全てをAIに登載したらビックデータに置きかえることはできないと思います。それは、脈々と100年ぐらいにわたって培われてきたところですし、本当に自分は思っていますけれども、やっぱり十勝管内で一番最後に入植者が来たと。湿地帯であって、とても農業をするには非常に大変苦労されたという話を聞きました。だから、テレビとかいろんな部分でも今注目をされていますけれども、やっぱりそれは脈々とそういう人たちの努力があって、今それを引き継いでまた新たな挑戦をされている方の延長線上に私はあるというふうに考えていますので、その部分で過去、現在、未来のそういうような流れをしっかりと受けとめながら農業の未来に向かって、本当に若者が夢と希望を持って担える農業づくりにしていかなければいけないというふうに考えています。コントラやいろんな部分で畜産クラスターの関係とか、今本当に喫緊の課題となっている電力の問題等でいろんな共同作業とか行われていますけれども、やっぱりバイオガスというか再生可能エネルギー、この部分は単に畜産のし尿処理というのですか、そういう部分ではなくて、循環してそこをいかに利活用していくかというところの部分で環境にも優しく、そして循環農業でもあり、そしてしっかりと液肥とか、あるいは電力に換算していくというところで村のそういうような、本当にインフラ等の整備にもかかわっていく重要な根幹であるというふうに思いますので、そこをしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っています。

私は、基本はやっぱり村づくりは人づくりだというふうに思います。やっぱり人が全て

です。農業も商業も工業も中小企業もそうです。だから、人をいかにして育てるか。ただ、熱中小学校も今やっていますけれども、それが全てではありません。やはりいろんなところで研修とかいろんな部分で人を育てる活動、行いは今まで続いておりますし、その部分を含めてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っています。

さまざまなご指摘ありました。増田レポートに消滅になるだろうというような、そういう記述がありましたけれども、でも一方でおっしゃったとおり持続可能なのです。自治体とかそういうような研究所、私も田園回帰の本を10冊ぐらい、全部読みました。その中で議員さんおっしゃったとおり、1%回帰の問題とか人口をふやすには本当に多面的支払いとか、いろんな部分を含めているような取り組みが全国でなされています。その一つ一つをしっかりと実践をしていけば人口減少は、減るのはこれはとめることは無理かもしれないですけれども、とどめて、そしていわゆるその中でも自治体機能とか住民生活が守られ、そして安心して暮らせる村づくり、自治体づくりができるのだというふうに確信をしておりますので、その部分また私も研究を深めながら、ご指摘を受けました部分もしっかりと市政に反映させながらしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 これ通告していませんから、答弁よろしいですか。

実は、今度総務厚生でももちろん障害者の仕事というかやらせてもらうのですけれども、ちょっと勉強不足で申しわけないのですけれども……

○議長 長 松橋さん、通告にない部分、答弁は要らないと言いつつも発言は控えてください。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 議長が言いますけれども、議会の答弁を、僕通告していないから答弁は要らないけれども、やりますよと言っているだけでこれで終わるのですけれども、それもとめますか。

○議長 長 ええ。一般質問は通告書に従っての発言という内容で進めさせていただいておりますので……

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 総務厚生で会期中の、要するに所管事務調査をやらせてもらうよと言っていることですから。それで近々に、というのは実は6月1日に……もうやめれと言うからあれですけれども、農業新聞の1面に農福連携、それできょう道新に北斗の農福連携、それをやらせてもらうと、それを伝えるだけですけれども、それを中心に。そうやって議長が言うのなら終わらせていただきます。答弁、通告していませんから、全然いいです。それを中心に、私は今回閉会中の所管事務調査をやらせていただきたいと。それもとめるのであれば、議事録削除してください。

終わります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第 1 1 議員の派遣の件

○議 長 日程第11、議員の派遣の件を議題といたします。

6月25日から26日にかけて札幌市で開催される北海道町村議員議会議員研修会に全議員を、7月9日から10日にかけて札幌市で開催される新任議員研修会に遠藤さん、小谷さんを、8月19日から20日にかけて札幌市で開催される議会広報研修会に議会運営委員会委員7名と私高木を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月25日から26日にかけて札幌市で開催される北海道町村議員議会議員研修会に全議員を、7月9日から10日にかけて札幌市で開催される新任議員研修会に遠藤さん、小谷さんを、8月19日から20日にかけて札幌市で開催される議会広報研修会に議会運営委員会委員7名と私高木を派遣することを決定しました。

◎日程第 1 2 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第12、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は障害者就労支援について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和元年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 7時25分閉会)